

# 貯蓄預金

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・貯蓄預金
販売対象	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・随時払戻できます
利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上の 2 段階金額階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・年 2 回(2 月、8 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金	・個人の利息には 20%(国税 15%・地方税 5%)の税金がかかります。 (平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9 時～17 時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)